



子ども・子育て支援新制度 令和2年度 説明テキスト

処遇改善等加算Ⅱ

～制度編～

令和2年8月21日版

こども青少年局保育・教育運営課

*本テキストは、制度概要について説明しています。

具体的な申請手続き（提出書類やその記入方法等）については、別冊「令和2年度 説明テキスト 処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費 申請事務手続き編」をご確認ください。

*本テキストでは、令和2年度の制度変更点に「★」を記載しています。変更内容の詳細については、別紙「処遇改善等加算の令和2年度の変更点」をご確認ください。

処遇改善等加算Ⅱ

本項目では、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算である「処遇改善等加算Ⅱ」を説明します。

国の公定価格		横浜市独自助成
処遇改善等加算Ⅰ	処遇改善等加算Ⅱ	職員処遇改善費

1 趣旨

教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い保育を安定的に供給していくためには、職員が意欲とやりがいを持って「長く働くことができる」職場を、施設・事業所が自ら構築していく必要があります。

そのために、職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算として「処遇改善等加算Ⅰ」を、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算として「処遇改善等加算Ⅱ」「職員処遇改善費」を加算します。

本項目では、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算である「処遇改善等加算Ⅱ」を説明します。

2 処遇改善等加算Ⅱの概要

・加算Ⅱ－①（副主任保育士等（人数A分）に係る加算）

副主任保育士・専門リーダー・中核リーダー及びこれらに相当する職位

（月額4万円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等管理職を除いた職員の概ね1/3））

・加算Ⅱ－②（職務分野別リーダー等（人数B分）に係る加算）

職務分野別リーダー・若手リーダー及びこれらに相当する職位

（月額5千円の処遇改善の対象（園長・主任保育士等管理職を除いた職員の概ね1/5））

【加算Ⅱ－①（人数A分）】

＜副主任保育士等
（月額4万円の処遇改善の対象者）＞
・経験年数が概ね7年以上
・キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講していること（※）

【加算Ⅱ－②（人数B分）】

＜職務分野別リーダー等
（月額5千円の処遇改善の対象者）＞
・経験年数が概ね3年以上
・キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講していること（※）

これらの職位等を設けることにより、キャリアパスの仕組みを構築し、幼稚園教諭や保育士等の処遇改善に取り組む施設・事業所に対して、キャリアアップによる処遇改善に要する費用として公定価格上の加算（処遇改善等加算Ⅱ）が適用されます。

※研修に係る要件については、令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職員の研修の受講状況等を踏まえて必須化を国が検討しています。

Point①

- 園長、所長、管理者（管理者を設置していない場合は保育責任者）→対象外です。
- 一時保育・一時預かり・市型預かり保育等、別事業専任の職員→対象外です。
- 園長以外の管理職（幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭及び主幹教諭等並びに保育所等の主任保育士）→5千円以上4万円未満の賃金改善のみ可能です。
ただし、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職の賃金を上回ることとなる場合など、賃金のバランス等を踏まえて必要な場合に限ります。

3 加算額に係る使途

(1) 基本的な考え方

処遇改善等加算Ⅱに係る加算額の使途は、施設・事業所に勤務する職員の賃金改善（法定福利費等の事業主負担額を含む）に要した費用のみです。全額を職員の賃金の改善に確実に充ててください。それ以外の費用については、認められません。

※国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定分に係る支給額についても、同様です。★

(2) 賃金の改善方法

処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、その方針をあらかじめ職員に周知しなければなりません。

役職手当、職務手当など職位、職責、職務内容等に応じて決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこととし、その名称、内訳等を明確に管理してください。

また、①～③に留意してください。

①改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと。

②対象者や額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられること。★

③加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を抛出の程度を超えて低下させたりしないこと。

※改善の対象者や額が偏っている場合等必要があると認める場合には、必要に応じて改善が必要な職種の職員に対する改善の充実を行うよう指導を行う場合があります。

Point②

毎月賃金改善を行うことが原則となりますが、本市からの加算対象職員数の決定通知後に、4月に遡って給与の改定、職位の発令等を行う場合は、決定前の賃金改善額を遡及して支払うことが可能です。

ただし、加算対象職員数の決定通知後は毎月賃金改善を行ってください。当年度分をまとめて一時金として支払うことはできません。

4 要件

技能・経験に応じた賃金の改善及びキャリアパスの構築に関する要件は、次のとおりです。

- (1) 賃金改善計画が要件を満たし、かつ、その具体的内容を職員に周知していること。
- (2) 加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が要件を満たしていること。

(1) 加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していること。

計画の内容について職員に周知するとともに、「賃金改善確認書（第2号様式の3）」に賃金改善の対象となる職員の自署による確認を行ってください。

ア 加算当年度における次に掲げる事由（以下「加算Ⅱ新規事由」という。）がある場合とない場合で、要件が異なります。★

【加算Ⅱ新規事由】

- i 加算前年度に加算の適用を受けており、加算当年度に適用を受けようとする **加算Ⅱ－①もしくは加算Ⅱ－②の単価、または加算Ⅱ算定対象人数が公定価格の改定により加算前年度に比して増加**する場合
- ii **新たに加算の適用を受けようとする**場合

《加算Ⅱ新規事由がある場合》

加算Ⅱ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。

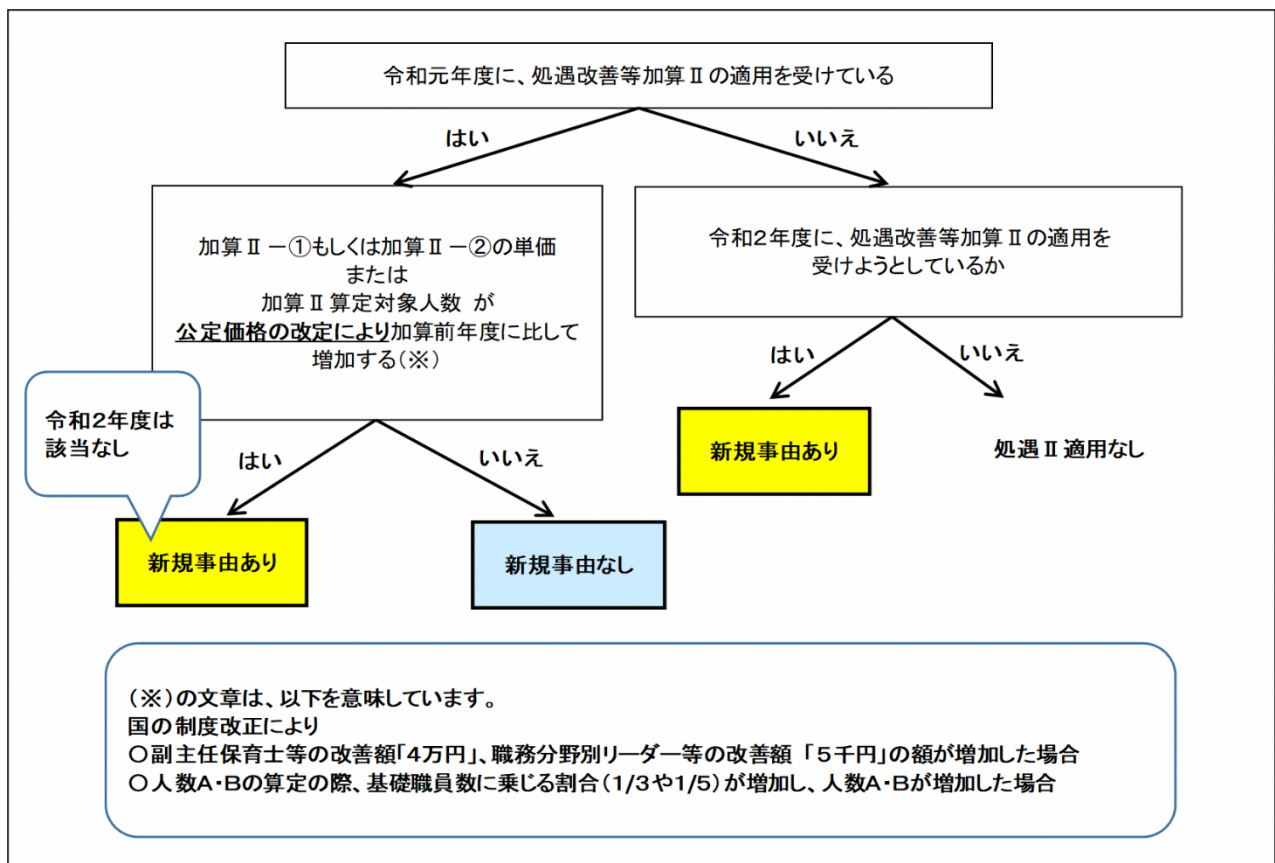
(要件の詳細は5ページ以降を参照)

《加算Ⅱ新規事由がない場合》

対象職員に係る支払賃金(毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払いを除く)が加算前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額を下回っておらず、かつ、加算当年度における加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給(加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福祉費等の事業主負担分を含む。)の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算見込額を下回っていないこと。

(要件の詳細は8ページ以降を参照)

【新規事由あり・なしの違いについて】

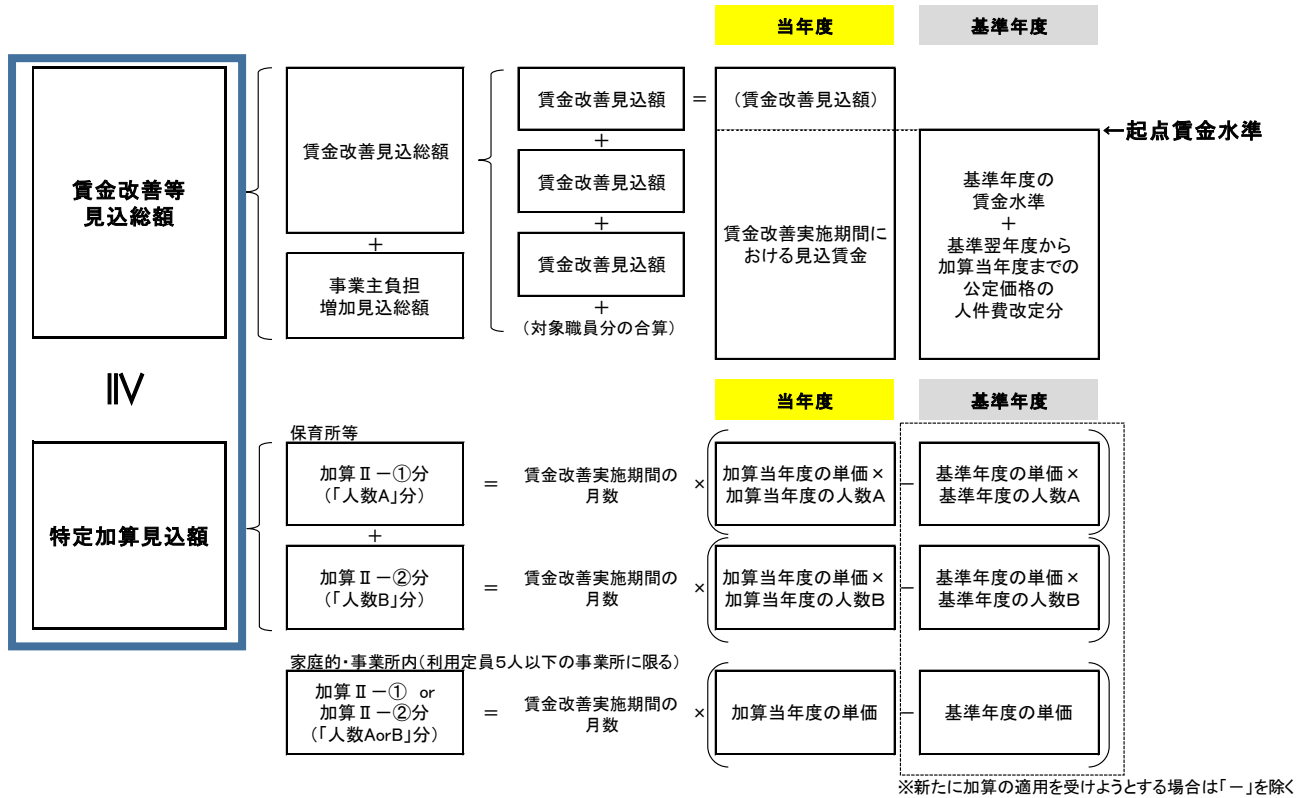


加算Ⅱ 新規事由あり

<要件>

賃金改善実施期間において、賃金改善等見込総額が特定加算見込額を下回っていないこと。

◆要件イメージ



文章、図中の「見込」とは、計画時のことを指しています。
 実績報告時は、「実績」と読み替えてください。
 (例：賃金改善見込額→賃金改善実績額)

◆各項目について

「賃金改善等見込総額」

：「賃金改善見込総額」と「事業主負担増加見込総額」を合計して得た額をいう（千円未満の端数は切り捨て）。

「賃金改善見込総額」

：次の①～③までの職員について「賃金改善見込額」を合算して得た額をいう。

- 対象職員：①副主任保育士等
 ②職務分野別リーダー等
 ③園長以外の管理職（賃金改善を行う職員に限る）

「事業主負担増加見込総額」

：対象職員について、「賃金改善見込額」に応じて増加することが見込まれる法定福利費等の事業主負担分の額を合算して得た額をいう。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善見込額」

「賃金改善見込額」

：加算当年度内の賃金改善実施期間における対象職員に係る見込賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が対象職員に係る「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額を言う。

ただし、基準年度に加算Ⅱの賃金改善の対象であり、かつ、加算当年度において加算Ⅱの賃金改善の対象外である職員がいる場合は、当該職員に係る基準年度における加算Ⅱによる賃金改善額を控除するものとする。

「起点賃金水準」

：基準年度の賃金水準（※1）（当該年度に係る加算残額を含む。役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分（※2）を合算した水準をいう。

【基準年度について】

状況	基準年度
加算Ⅱ－①もしくは加算Ⅱ－②の単価または加算Ⅱ算定対象人数が公定価格の改定により加算前年度に比して増加する場合	加算前年度 (これにより難い特別な事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度)
加算前年度に加算Ⅱの適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合	加算Ⅱの適用を受けた直近の年度
加算当年度に初めて加算Ⅱの適用を受ける場合	加算前年度

※1 当該年度に施設・事業所がない場合は、地域または同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準。

「基準年度の賃金水準」とは、加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が加算当年度と同等の条件の下で、基準年度に適用されていた賃金の算定方法により算定される賃金の水準をいいます。

単に基準年度に支払った賃金を指すものではなく、短時間勤務から常勤への変更、補助者から保育士への変更、勤続年数の伸び、役職の昇格、職務分担の増加（重点的に改善していた職員の退職に伴うものなど）等を考慮し、加算当年度における条件と同等の条件の下で算定されたものとする必要があります。

※2 国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分による賃金の改善のうち、加算Ⅱによる賃金改善対象となる各職員に係る部分を合算して得た額。

「特定加算見込額」

: 賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅱ新規事由に係る額として、次に掲げる施設・事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定した額をいう。

※認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業（利用定員6人以上の事業所に限る）

【加算Ⅱ－①】

(加算当年度の単価×加算当年度の人数A)－(基準年度の単価×基準年度の人数A)
×賃金改善実施期間の月数(千円未満の端数切り捨て)

※令和2年度に新たに加算の適用を受けようとする場合

加算当年度の単価×加算当年度の人数A×賃金改善実施期間の月数
(千円未満の端数切り捨て)

【加算Ⅱ－②】

(加算当年度の単価×加算当年度の人数B)－(基準年度の単価×基準年度の人数B)
×賃金改善実施期間の月数(千円未満の端数切り捨て)

※令和2年度に新たに加算の適用を受けようとする場合

加算当年度の単価×加算当年度の人数B×賃金改善実施期間の月数
(千円未満の端数切り捨て)

※家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業

加算Ⅱ－①又は加算Ⅱ－②のいずれか選択されたものについて

(加算当年度の単価－基準年度の単価)×賃金改善実施期間の月数(千円未満切り捨て)

※令和2年度に新たに加算の適用を受けようとする場合

加算当年度の単価×賃金改善実施期間の月数(千円未満の端数切り捨て)

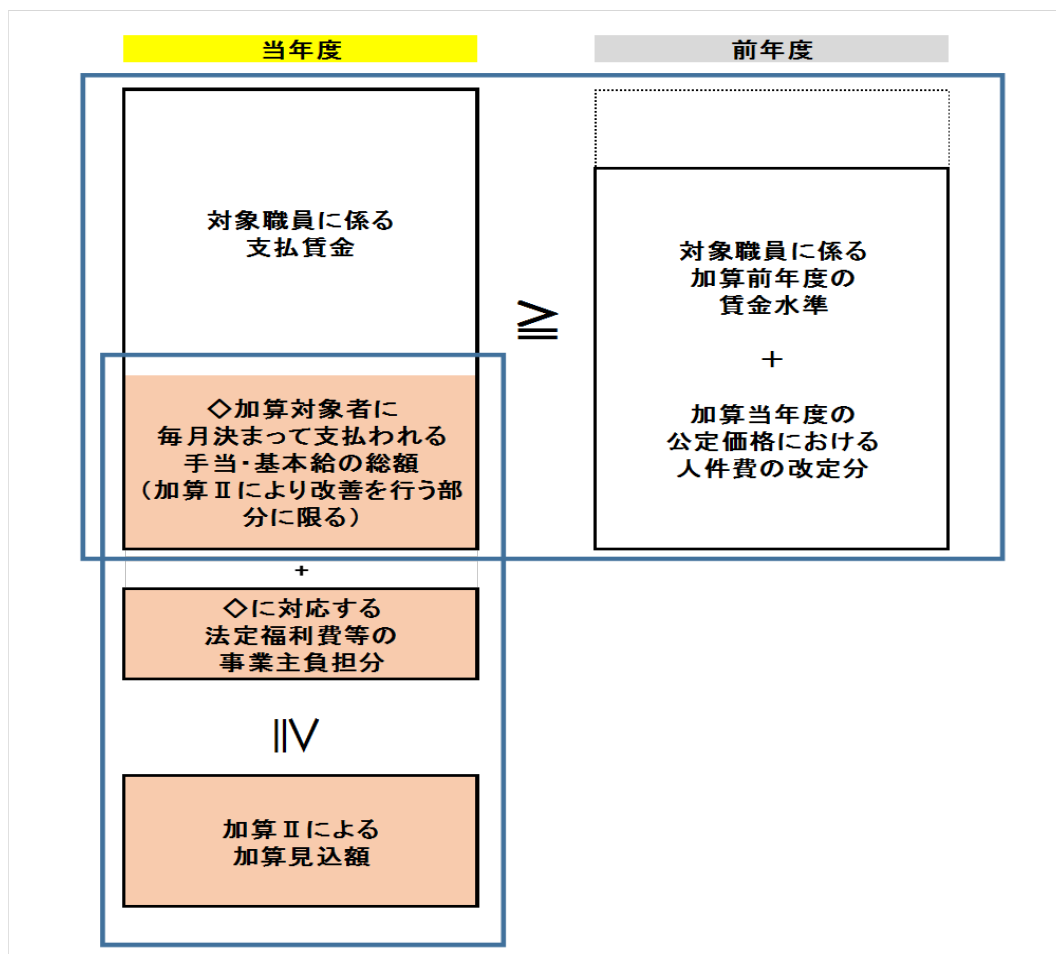
加算Ⅱ 新規事由なし

<要件>

対象職員に係る支払賃金（毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払いを除く）が**加算前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額を下回っていないこと。**

かつ、加算当年度における**加算対象者に毎月決まって支払われる手当又は基本給**（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福祉費等の事業主負担分を含む。）の**総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算見込額を下回っていないこと。**

◆要件イメージ



◆各項目について

「対象職員に係る支払賃金」

：役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払を除く。

「対象職員に係る加算前年度の賃金水準」

：役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給に限る。前年度の加算額に残額が生じている場合は、当該残額を含める。

「加算前年度の賃金水準」とは、加算当年度の職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が加算当年度と同等の条件の下で、加算前年度に適用されていた賃金の算定方法により算定される賃金的水準をいいます。

単に前年度に支払った賃金を指すものではなく、短時間勤務から常勤への変更、補助者から保育士への変更、勤続年数の伸び、役職の昇格、職務分担の増加（重点的に改善していた職員の退職に伴うものなど）等を考慮し、加算当年度における条件と同等の条件の下で算定されたものとする必要があります。

※施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が加算前年度の受入（拠出）実績額を上回るときはその差額を、初めて受入（拠出）をするときは受入（拠出）見込額の全額を加える（減じる）こと。

「加算対象者に毎月決まって支払われる手当・基本給」

: 加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福利費等の事業主負担分を含む。

イ 次に掲げる加算の区分に応じそれぞれに定める職員（看護師、調理員、栄養士、事務職員等を含む。）に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）及びこれに応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。

i 加算Ⅱ－①（人数A分）

次に掲げる要件を満たす職員（以下「副主任保育士等」という。）（※1）

- a 副主任保育士もしくは専門リーダー（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）もしくは中核リーダー（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。（家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所は、職位の発令や職務命令を受けていることを要しない。）
- b 概ね7年以上の経験年数（※2）を有するとともに、別に定める研修を修了していること（※3）。

※1 職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。

また、改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職（幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭及び主幹教諭等並びに保育所等の主任保育士をいう。以下同じ。）の賃金を上回ることとなる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合には、当該園長以外の管理職に対して加算Ⅱ－①による賃金の改善を行うことができる。

※2 「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能である。また、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所にあつては、「概ね7年以上」とあるのを「7年以上」と読み替える。

※3 研修に係る要件については、令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職員の研修の受講状況等を踏まえて必須化を国が検討しています。

ii 加算Ⅱ－②（人数B分）

次に掲げる要件を満たす職員（以下「**職務分野別リーダー等**」という。）

※要件を満たす者が人数B以上（家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業にあつては、1人以上）いること。

a **職務分野別リーダー**（保育所、地域型保育事業所及び認定こども園）もしくは**若手リーダー**（幼稚園及び認定こども園）又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。（家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所は、職位の発令や職務命令を受けていることを要しない。）

b **概ね3年以上の経験年数**（※4）を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、**別に定める研修を修了**していること（※5）。

※4 「概ね」の判断については、施設・事業所の職員の構成・状況を踏まえた柔軟な対応が可能。また、家庭的保育事業所及び居宅訪問型保育事業所にあつては、「概ね3年以上」とあるのを「3年以上」と読み替える。

※5 研修に係る要件については、令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職員の研修の受講状況等を踏まえて必須化を国が検討しています。

ウ 個別の職員に対する賃金の改善額は、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれに定める要件を満たすこと。

i 副主任保育士等

原則として月額4万円。（※6）

ただし、月額4万円の改善を行う者を**1人以上確保した上**（※7）で、それ以外の副主任保育士等（※8）について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。★

※6 例えば、法定福利費等の事業主負担がない又は少ない非常勤職員の賃金の改善を図っているなど、事業主負担額の影響により前年度残額を生じている場合には、その実績も加味し、計画当初から原則額を上回る賃金の改善額を

設定することが望ましい。

※7 「人数A」に2分の1を乗じて得た人数が1人未満となる場合には、確保することを要しない。家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業にあっても同じ。

※8 園長以外の管理職に対して加算Ⅱ-①による賃金の改善を行う必要がある場合に限っては、当該園長以外の管理職を含む。

Point③

園長以外の管理職※に対して賃金改善を行う場合、4万円の賃金改善はできません。改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職の賃金を上回るなど必要な場合に限り、**5千円以上4万円未満**の賃金改善を行うことができます。

※幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭及び主幹教諭等並びに保育所等の主任保育士

ii 職務分野別リーダー等

原則として月額5千円。（※9）

ただし、副主任保育士等で月額4万円の改善を行う者を**1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とした場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額**（※10）とすることができる。

※9 例えば、法定福利費等の事業主負担がない又は少ない非常勤職員の賃金の改善を図っているなど、事業主負担額の影響により前年度残額を生じている場合には、その実績も加味し、計画当初から原則額を上回る賃金の改善額を設定することが望ましい。

※10 副主任保育士等に対する改善額のうち最も低い額を上回らない範囲とする。

Point④

月額5千円以上4万円未満の賃金改善は、「『i 副主任保育士等』において、月額4万円の者を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とした場合」に限り可能です。

また、職務分野別リーダー等の人数が、算出された人数Bの数を下回ることはできません。

Point⑤

職務分野別リーダー等の改善額は副主任保育士等に対する改善額のうち最も低い額を上回らない範囲とします。

対象者の月あたりの賃金改善金額は、

副主任保育士等（人数A）の低い額 ≥ 職務分野別リーダー等（人数B）の高い額
となります。

Point⑥

月あたりの賃金改善の金額は、原則、賃金改善実施期間（加算当年度の4月から翌月3月まで）の最初の月から年度を通し、4万円×人数Aの金額と、5千円×人数Bの金額を満たす形で行う必要があります。賃金改善実施期間の途中から金額を満たす形では賃金改善できませんので注意してください。

(2) 加算当年度の終了時において、実施した賃金の改善が次に掲げる要件を満たしていること。

賃金改善実施後、賃金改善を実施した職員に内容について周知するとともに、「賃金改善確認書（第2号様式の3）」により、賃金改善の対象となる職員の自署による確認を行ってください。

ア 加算Ⅱ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、**賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回っていないこと**（加算Ⅱ新規事由がない場合には、**対象職員に係る支払賃金**（決まって毎月支払われる手当又は基本給に限り、加算前年度に係る加算残額の支払を除く）が**加算前年度の賃金水準に加算当年度の公定価格における人件費の改定分を加えた額を下回っておらず、かつ**、加算当年度における**加算対象者に毎月支払われる手当又は基本給**（加算Ⅱにより改善を行う部分に限り、これに対応する法定福祉費等の事業主負担分を含む）の**総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回っていないこと**）。

（要件の詳細は5ページ以降を参照。文章、図中の「見込」を、「実績」と読み替えてください。）

イ 賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合（加算Ⅱ新規事由がない場合には、支払賃金総額が加算前年度の賃金水準を下回った場合又は加算対象職員に毎月支払われる手当及び基本給（加算Ⅱにより改善を行う部分に限る。）の総額が加算当年度の加算Ⅱによる加算実績額を下回った場合）には、生じた加算残額の全額を当該翌年度にすみやかに職員に対して支払うこと。

（要件の詳細は5ページ以降を参照。文章、図中の「見込」を、「実績」と読み替えてください。）

5 他の施設・事業所の賃金の改善への充当

処遇改善等加算Ⅱに係る加算額については、その一部（加算見込額の20%（10円未満の端数切捨て）を上限とする。）を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所における賃金の改善に充てることができます。（令和4年度まで）

6 加算残額の取扱い

加算当年度の終了後、4（2）による算定の結果、賃金改善等実績額が加算実績額を下回り、又は支払賃金総額が前年度の賃金水準を下回った場合には、その翌年度内にすみやかに、その差額（以下「加算残額」という。）の全額を一時金等により賃金の改善に充ててください。

なお、加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認します。★

7 文書の保存について

処遇改善等加算Ⅱの適用を受けた施設・事業所は、賃金の改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければなりません。

8 処遇改善等加算Ⅱの算出について

(1) 処遇改善等加算Ⅱの算出について

各施設・事業所に適用される処遇改善等加算Ⅱは、公定価格の「単価」及び「加算対象職員数」をもとに算定します。

各施設・事業所では、「加算対象職員数（人数A及び人数B）」を「積算表」にて算出していただければ、処遇改善等加算Ⅱの金額が自動的に算出されます。

(2) 処遇改善等加算Ⅱの計算方法

処遇改善等加算Ⅱの計算方法は、施設種別によって、下記のとおりとなります。

認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業（利用定員6人以上の事業所に限る）

$$\frac{\{\text{単価} \times \text{加算対象職員数 (人数A)}\} + \{\text{単価} \times \text{加算対象職員数 (人数B)}\}}{\div \text{各月初日の利用子ども数}}$$

家庭的保育事業・事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る）・居宅訪問型保育事業

下記のいずれかを選択してください。

$$\frac{\{\text{単価} \times \text{加算対象職員数 (人数A)}\}}{\div \text{各月初日の利用子ども数}}$$

$$\frac{\{\text{単価} \times \text{加算対象職員数 (人数B)}\}}{\div \text{各月初日の利用子ども数}}$$

ア 単価

単価は、以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額です。

○公定価格（令和2年度単価）

施設・事業所種別	処遇改善等加算Ⅱ-①	処遇改善等加算Ⅱ-②
幼稚園	51,030 円×人数A	6,380 円×人数B
保育所 小規模保育事業 事業所内保育事業（6名以上）	48,860 円×人数A	6,110 円×人数B
認定こども園（1号認定）	49,950 円×人数A×1/2	6,240 円×人数B×1/2
認定こども園（2・3号認定）	49,950 円×人数A×1/2	6,240 円×人数B×1/2
家庭的保育事業 事業所内保育事業（5名以下） 居宅訪問型保育事業	48,860 円	6,110 円

イ 加算対象職員数（「人数A」及び「人数B」）

処遇改善等加算Ⅱの算定に用いる職員の数（公定価格告示別表第2特定加算部分及び第3特定加算部分。上記アの「人数A」及び「人数B」。）を指しています。

<算式> 「人数A」＝「基礎職員数」^(注)×1/3

「人数B」＝「基礎職員数」^(注)×1/5

(注) 「基礎職員数」とは、別表（16 ページ【参考1】）の左欄の施設・事業所の区分に応じて同表の右欄により算出される基礎職員数（1人未満の端数は四捨五入。ただし、四捨五入した結果が「0」となる場合は「1」とする。）をいいます。基礎職員数の算出に当たっては、年齢別の児童数は、加算当年度の4月時点の利用子ども数又は「見込平均利用子ども数」(※)を用い、各種加算の適用状況は、加算当年度の4月時点の状況により判断します。

※「見込平均利用子ども数」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月初日の利用子ども数（広域利用子供数を含む）の見込み数の総数を賃金改善実施期間の月数で除して得た数をいいます。利用子ども数の見込み数については、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとします。なお、「見込み平均利用子ども数」は、「平均年齢別児童数計算表」を使用して算出します。

【参考1】加算対象職員数（「人数A」、「人数B」）の算定の基礎となる職員数 算定表

○令和2年7月30日付「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（府子本第761号、2文科初第643号、子発0730第2号）（抜粋）

特定教育・保育施設等の種類	「人数A」及び「人数B」の算定の基礎となる職員数
幼稚園	<p>以下のa～jの合計に、定員35人以下又は301人以上の場合は0.4、定員36～300人の場合は1.4を加え、k・1の合計を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$（小数点第1位以下四捨五入）</p> <p>※1 3歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$を$\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}$に置き換えて算出</p> <p>※2 満3歳児対応加配加算を受けている場合</p> <p>i) 3歳児配置改善加算を受けていない場合 $\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$を$\{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}$に置き換えて算出</p> <p>ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$を$\{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満3歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}$に置き換えて算出</p> <p>b 講師配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>c チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数</p> <p>d 通園送迎加算を受けている場合 定員150人以下の場合は0.8、151人以上の場合は1.5</p> <p>e 給食実施加算（自園調理に限る。令和2年度に限り、外部搬入を含む。）を受けている場合 定員150人以下の場合は2（外部搬入は1）、151人以上の場合は3（外部搬入は1.5）</p> <p>f 主幹教諭等専任加算を受けている場合 1</p> <p>g 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>h 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>i 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>j 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.5</p> <p>k 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>l 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数（必要教員数－配置教員数）</p>
保育所	<p>以下のa～gの合計に、定員40人以下の場合は1.5、定員41～90人の場合は2.5、定員91～150人の場合は2.3、定員151人以上の場合は3.3を加えて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 $\{4\text{歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$（小数点第1位以下四捨五入）</p> <p>※ 3歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$を$\{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}$に置き換えて算出</p>

	<p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4</p> <p>c 主任保育士専任加算を受けている場合 1</p> <p>d 事務職員雇上加算を受けている場合 0.3</p> <p>e 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>f チーム保育推進加算を受けている場合 1</p> <p>g 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p>
認定こども園	<p>以下のa～nの合計に、定員90人以下の場合は1.4、定員91人以上の場合は2.2を加え、o～qの合計を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2\text{歳児数 (保育認定子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}$（小数点第1位以下四捨五入）</p> <p>※1 3歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$を$\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}$に置き換えて算出</p> <p>※2 満3歳児対応加配加算を受けている場合</p> <p>i) 3歳児配置改善加算を受けていない場合 $\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$を$\{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{\text{満3歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}$に置き換えて算出</p> <p>ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合 $\{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}$を$\{3\text{歳児数 (満3歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{\text{満3歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}$に置き換えて算出</p> <p>b 休けい保育教諭 2・3号定員90人以下の場合は1、91人以上の場合は0.8</p> <p>c 調理員 2・3号定員40人以下の場合は1、41～150人の場合は2、151人以上の場合は3</p> <p>d 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4</p> <p>e 学級編制調整加配加算を受けている場合 1</p> <p>f 講師配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>g チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数</p> <p>h 通園送迎加算を受けている場合 1号定員150人以下の場合は0.8、151人以上の場合は1.5</p> <p>i 給食実施加算（自園調理に限る。令和2年度に限り、外部搬入を含む。）を受けている場合 1号定員150人以下の場合は2（外部搬入は1）、151人以上の場合は3（外部搬入は1.5）</p> <p>j 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>n 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p> <p>o 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>p 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置し</p>

	<p>ていない人数（必要代替保育教諭等数－配置代替保育教諭等数）</p> <p>q 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数（必要保育教諭等数－配置保育教諭等数）</p>
小規模保育事業所（A型、B型）	<p>以下のa～dの合計に1.3を加え、eを減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 $\{1, 2 \text{歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第1位四捨五入)}$ ※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数 $\{1, 2 \text{歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第1位以下四捨五入)}$</p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p> <p>e 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
小規模保育事業所（C型）	<p>以下のa～cの合計に1.6を加え、dを減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の割合により算出する数 利用子ども3人（家庭的保育補助者を配置する場合は5人）につき1人（小数点第1位以下四捨五入） ※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数 $\{ \text{利用子ども数 (障害児を除く)} \times 1/5 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} \text{ (小数点第1位以下四捨五入)}$</p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4</p> <p>c 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
事業所内保育事業所（A型、B型）	<p>以下のa～dの合計に1.3を加え、eを減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数 $\{1, 2 \text{歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第1位四捨五入)}$ ※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数 $\{1, 2 \text{歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第1位以下四捨五入)}$</p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p> <p>e 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
事業所内保育事業所（20人以上）	<p>以下のa～dの合計に、定員40人以下の場合は1.5、41人～90人の場合は2.5を加え、eを減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算定する数 $\{1, 2 \text{歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{歳児数}$</p>

	<p>×1/3 (同) } (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数</p> <p>{ 1, 2歳児数 (障害児を除く) ×1/6 (小数点第2位以下切り捨て) } + { 0歳児数 (同) ×1/3 (同) } + { 障害児数 ×1/2 (同) } (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 栄養管理加算 (A:配置) を受けている場合 0.6</p> <p style="padding-left: 20px;">e 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 定員 40 人以下の場合は 1、41 人以上の場合は 2</p>
--	---

【参考2】加算対象職員数の算出方法イメージ

HPに掲載する「積算表」で算出してください。

【例①】保育所の場合（定員70名）

（3歳児配置改善加算あり、主任保育士専任加算あり、事務職員雇上加算あり、標準時間認定児童あり）

4月1日の利用児童数		国基準保育士数	標準時間対応分	主任保育士分	事務職員分	利用定員数に基づく職員数	合計
0歳児	6人	2人					
1歳児	12人	4人					
2歳児	12人						
3歳児	13人	0.8人					
4歳児	13人	0.9人					
5歳児	14人						
合計	70人	8人	1.4人	1人	0.3人	2.5人	13.2人

★算出基礎となる人数＝13人（13.2人を四捨五入した人数）

「人数A」＝ $13 \times 1 / 3 = 4$ 人（4.3人を四捨五入した人数）

「人数B」＝ $13 \times 1 / 5 = 3$ 人（2.6人を四捨五入した人数）

★加算見込額（月額）

3,050円（1人当たり単価）×70人＝213,500円

・処遇改善等加算Ⅱ－①	48,860円×4人＝ 195,440円	213,770円（①②合計額） ÷70人（利用児童数） ＝ <u>3,050円（1人当たり単価）</u>
・処遇改善等加算Ⅱ－②	6,110円×3人＝ 18,330円	

【例②】幼稚園の場合（定員180名）

（3歳児配置改善加算あり、主幹教諭等専任加算あり、チーム保育加配加算3人、給食実施加算（自園調理の場合）あり、事務職員配置加算あり）

4月1日の 利用児童数		国基準 幼稚園教諭 数	主幹 教諭分	チーム保 育 加配加算 分	給食実施 加算分 ※定員によ る	事務職員 配置加算	利用定員数に 基づく職員数	合計
3歳 児	60 人	4人						
4歳 児	60 人	4人						
5歳 児	60 人							
合計	180人	8人	1人	3人	3人	0.8人	1.4人	17.2人

★算出基礎となる人数＝17人（17.2人を四捨五入した人数）

「人数A」＝ $17 \times 1 / 3 = 6$ 人（5.6人を四捨五入した人数）

「人数B」＝ $17 \times 1 / 5 = 3$ 人（3.4人を四捨五入した人数）

★加算見込額（月額）

1,800円（1人あたり単価）×180人＝324,000円

・ 処遇改善等加算Ⅱ－①	51,030円×6人＝ 306,180円	325,320円（①②合計額） ÷180人（利用児童数） ＝ <u>1,800円（1人あたり単価）</u>
・ 処遇改善等加算Ⅱ－②	6,380円×3人＝ 19,140円	

【例③】認定こども園の場合（定員240名（1号定員180名、2・3号定員60名）
 （3歳児配置改善加算あり、学級編成調整加配加算あり、チーム保育加配加算3人、
 給食実施加算（自園調理の場合）あり、標準時間認定児童あり）

4月1日の 利用児童数		国基 準 保 育 教 諭 数	標 準 時 間 対 応 分	学 級 編 成 調 整 加 配 加 算 分	チ ー ム 保 育 加 配 加 算 分	給 食 実 施 加 算 分 ※ <u>定員</u> による	休 け い 保 育 士 分	調 理 員 分	講 師 配 置 加 算 分	事 務 職 員 配 置 加 算 分	利 用 定 員 数 に 基 づく 職 員 数	合 計
0歳児 (3号)	6人	2人										
1歳児 (3号)	12人	4人										
2歳児 (3号)	12人											
3歳児 (1号)	60人	5人										
3歳児 (2号)	15人											
4・5 歳児 (1号)	120人	4.5 人										
4・5 歳児 (2号)	15人											
合計	240 人	16 人	1.4 人	1人	3人	3人	1 人	2 人	0.8 人	0.8 人	2.2 人	31.2 人

★算出基礎となる人数＝31人（31.2人を四捨五入した人数）

「人数A」＝ $31 \times 1 / 3 = 10$ 人（10.3人を四捨五入した人数）

「人数B」＝ $31 \times 1 / 5 = 6$ 人（6.2人を四捨五入した人数）

★加算見込額（月額）

1,490円（1号・1人当たり単価）×180人＋

4,470円（2・3号・1人当たり単価）×60人＝536,400円

1号 ・処遇改善等加算Ⅱ－①	49,950円×10人× 1/2＝249,750円	268,470円（①②合計額） ÷180人（利用児童数） ＝1,490円（1人当たり単価）
1号 ・処遇改善等加算Ⅱ－②	6,240円×6人× 1/2＝18,720円	
2・3号 ・処遇改善等加算Ⅱ－①	49,950円×10人× 1/2＝249,750円	268,470円（①②合計額） ÷60人（利用児童数） ＝4,470円（1人当たり単価）
2・3号 ・処遇改善等加算Ⅱ－②	6,240円×6人× 1/2＝18,720円	

【例④】家庭的保育事業の場合

(定員・利用児童数5名で経験年数7年以上の職員がいる場合)

★家庭的保育事業の場合は、「人数A」及び「人数B」のいずれか一方を「1」とし、他方を「0」とします。この場合は、経験年数7年以上の職員がいるため、「人数A」を「1」とし、「人数B」を「0」とします。

★加算見込額(月額) 9,770円(1人当たり単価) × 5人 = 48,850円

・処遇改善等加算Ⅱ-①	48,860円 × 1人 = 48,860円	48,860円(①②合計額) ÷ 5人(利用児童数) = <u>9,770円(1人当たり単価)</u>
・処遇改善等加算Ⅱ-②	6,110円 × 0人 = 0円	

**【例⑤】小規模保育事業(A型・B型)・事業所内保育事業(定員19人以下)の場合
(定員19名)(標準時間認定児童あり)**

4月1日の 利用児童数		国基準 保育士数	標準時間 対応分	事業種別に 基づく職員数	合計
0歳児	6人	2人			
1歳児	6人	2人			
2歳児	7人				
合計	19人	5人 (配置基準の+1人含む)	0.4人	1.3人	6.7人

★算出基礎となる人数 = 7人(6.7人を四捨五入した人数)

「人数A」 = $7 \times 1 / 3 = 2$ 人(2.3人を四捨五入した人数)

「人数B」 = $7 \times 1 / 5 = 1$ 人(1.4人を四捨五入した人数)

★加算見込額(月額)

5,460円(1人当たり単価) × 19人 = 103,740円

・処遇改善等加算Ⅱ-①	48,860円 × 2人 = 97,720円	103,830円(①②合計額) ÷ 19人(利用児童数) = <u>5,460円(1人当たり単価)</u>
・処遇改善等加算Ⅱ-②	6,110円 × 1人 = 6,110円	

【例⑥】小規模保育事業（C型）の場合（定員10名）（標準時間認定児童あり）

4月1日の 利用児童数		国基準 家庭的保育者数（3：1）	標準時間 対応分	事業種別に 基づく職員数	合計
0歳児	10人	3.3人			
1歳児					
2歳児					
合計	10人	3.3人	0.4人	1.6人	5.3人

★算出基礎となる人数＝5人（5.3人を四捨五入した人数）

「人数A」＝ $5 \times 1 / 3 = 2$ 人（1.6人を四捨五入した人数）

「人数B」＝ $5 \times 1 / 5 = 1$ 人

★加算見込額（月額）

10,380円（1人当たり単価）×10人＝103,800円

・処遇改善等加算Ⅱ－①	48,860円×2人＝ 97,720円	103,830円（①②合計額） ÷10人（利用児童数） ＝ <u>10,380円（1人当たり単価）</u>
・処遇改善等加算Ⅱ－②	6,110円×1人＝ 6,110円	

【参考3】副主任保育士等に係る賃金改善額の配分イメージ（法定福利費等の事業主負担額を除く）

【例①の保育所の場合】「人数A」・・・4人、「人数B」・・・3人

加算見込額（法定福利費等除く）・・・175,000円/月

＜パターン1＞：原則どおり月額4万円又は月額5千円の賃金改善により実施

★保育士A～Dには月額4万円の賃金改善、E～Gには月額5千円の賃金改善

- ・保育士A（経験年数 15年：副主任保育士を発令）…40,000円
- ・保育士B（経験年数 12年：専門リーダーを発令）…40,000円
- ・保育士C（経験年数 10年：専門リーダーを発令）…40,000円
- ・保育士D（経験年数 8年：専門リーダーを発令）…40,000円
- ・保育士E（経験年数 6年：職務分野別リーダー（乳児保育）を発令）…5,000円
- ・保育士F（経験年数 5年：職務分野別リーダー（障害児保育）を発令）…5,000円
- ・保育士G（経験年数 3年：職務分野別リーダー（幼児保育）を発令）…5,000円

配分額合計・・・175,000円

＜パターン2＞：月額4万円の配分については、各幼稚園・保育所等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長及び職務分野別リーダー・若手リーダー※を除く）にも配分（月額5千円以上～4万円未満）。

ただし、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を、**1人以上確保**

★保育士Aには月額4万円の賃金改善（4人のうち1人以上は4万円の改善を確保）、B、Cには月額3万円の賃金改善、

D、H、Iには月額2万円の賃金改善、E～Gには月額5千円の賃金改善

- ・保育士A（経験年数 15年：副主任保育士を発令）…40,000円
- ・保育士B（経験年数 12年：専門リーダーを発令）…30,000円
- ・保育士C（経験年数 10年：専門リーダーを発令）…30,000円
- ・保育士D（経験年数 8年：専門リーダーを発令）…20,000円
- ・保育士H（経験年数 7年：専門リーダーを発令）…20,000円
- ・看護師I（経験年数 7年：専門リーダーを発令）…20,000円
- ・保育士E（経験年数 6年：職務分野別リーダー（乳児保育）を発令）…5,000円
- ・保育士F（経験年数 5年：職務分野別リーダー（障害児保育）を発令）…5,000円
- ・保育士G（経験年数 3年：職務分野別リーダー（幼児保育）を発令）…5,000円

配分額合計・・・175,000円